

当座預金口座をお持ちのお客さま各位

横浜幸銀信用組合

当座勘定規定の改定について

平素より横浜幸銀信用組合をご愛顧頂き、誠にありがとうございます。

手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種対応に伴い、2026年6月15日(月)より、当座勘定規定(一般当座)を改定いたします。詳細につきましては、下記の改定内容をご確認ください。

改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので予めご了承ください。

1. 対象となる規定

当座勘定規定(一般用)

2. 改定日

2026年6月15日

3. 改定内容

下表では改定となる条項のみ記載しております。(下線部分が改正箇所)

改正後	現行
第7条(手形、小切手の支払等) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、2026年12月31日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払をしません。	第7条(手形、小切手の支払) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。



ともに羽ばたこう未来へ

横浜幸銀信用組合



改正後	現 行
<p>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>(3) 当座勘定の支払は、<u>次のいずれかの方法で行ってください。</u></p> <p>A <u>届出または登録の印章により、当組合所定の出金票（以下、出金票）に記名押印して提出する方法。</u></p> <p>B <u>小切手を使用する方法。</u></p> <p>(4) <u>前項の支払に出金票を使用する場合には、当該当座勘定の支払を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは支払を行わないことがあります。</u></p>	<p>(2) (同左)</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、<u>小切手を使用してください。</u></p> <p>(4) (新設)</p>
<p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>(1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年12月31日までに振り出してください。</u></p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ<u>2026年12月31日までに振り出された手形であることを確認してください。</u></p> <p>(3) 前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。</p> <p>(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振り出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</p> <p>(5) <u>出金票の交付請求があつた場合には、必要と認められる枚数を交付します。</u></p> <p>(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) ～ (4) (同左)</p> <p>(5) <u>手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を当組合所定の手数料と引換えに交付します。</u></p> <p>(6) (同左)</p>



ともに羽ばたこう未来へ

横浜幸銀信用組合



改正後	現 行
<p>(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>(7) (同左)</p>
<p>第9条(支払の範囲)</p> <p>(1) <u>支払い、引き落としの金額(手形・小切手等)</u>が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) <u>呈示された手形小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込みされた支払資金により支払います。なお、15時以降に入金した支払資金を支払に充当したとしても当組合は責任を負わないものとします。</u></p> <p>(3) <u>支払い、引き落としの金額(手形・小切手等)</u>の一部支払いはしません。</p>	<p>第9条(支払の範囲)</p> <p>(1) <u>呈示された手形、小切手等の金額</u>が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。</p> <p>(新 設)</p> <p>(2) <u>手形、小切手の金額の一部</u>支払はしません。</p>
<p>第10条(支払の選択)</p> <p>同日に<u>複数件の支払をする場合(出金票・手形および小切手等)</u>にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。</p>	<p>第10条(支払の選択)</p> <p>同日に<u>数通の手形、小切手等の支払をする場合</u>にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。</p>
<p>第11条(過振り)</p> <p>(1) 第9条の第1項にかかわらず、当組合の裁量により支払資金をこえて<u>支払、引き落としをした場合(出金票・手形および小切手等)</u>には、当組合からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。</p> <p>(2) 前項の不足金に対する損害金の割合は年14.6%(年365日の日割計算)とし、当組合所定の方法によって計算します。</p> <p>(3) 第1項により当組合が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。</p> <p>(4) 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払がない場合には、当組合は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。</p>	<p>第11条(過振り)</p> <p>(1) 第9条の第1項にかかわらず、当組合の裁量により支払資金をこえて<u>手形、小切手等の支払</u>をした場合には、当組合からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p>



ともに羽ばたこう未来へ

横浜幸銀信用組合



改正後	現行
(5) 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。	(5) (同左)
<p>第12条(手数料等の引落し)</p> <p>(1) 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または出金票</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当組合所定の手続きをしてください。</p>	<p>第12条(手数料等の引落し)</p> <p>(1) 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>第13条(支払保証)</p> <p>小切手の支払保証はしません。</p>	<p>第13条(支払保証に代わる取扱い)</p> <p>小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当組合は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u></p>
<p>第15条(届出事項の変更)</p> <p>(1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2) 前項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当組合からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>(4) <u>当座勘定の開設等の際には、当組合は、法令で定める本人確認等の確認を行います。確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法によって当店に届出てください。</u></p>	<p>第15条(届出事項の変更)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) <u>(新設)</u></p>
<p>第17条(印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>出金票</u>または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当</p>	<p>第17条(印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当組合に</p>



ともに羽ばたこう未来へ

横浜幸銀信用組合



改正後	現行
<p>組合に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、<u>出金票</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p>画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p>
<p>第18条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</p> <p>(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年12月31日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p>(2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p>	<p>第18条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</p> <p>(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>(2) 同左</p>



ともに羽ばたこう未来へ

横浜幸銀信用組合



改正後	現行
<p>第19条(線引小切手の取扱い)</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 <u>なお、2026年12月31日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p>(2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当組合はその責任を負いません。また、当組合が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。</p>	<p>第19条(線引小切手の取扱い)</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p> <p>(2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当組合はその責任を負いません。また、当組合が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。</p>
<p>第26条(解約)</p> <p>(1) この取引は、当事者一方の都合でいつでも<u>口座開設店で解約</u>することができます。ただし、当組合に対する解約の通知は書面によるものとします。</p>	<p>第26条(解約)</p> <p>(1) この取引は、当事者一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当組合に対する解約の通知は書面によるものとします。</p>
<p>(小切手用法)</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、2026年12月31日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払をしません。</u></p>	<p>(小切手用法)</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。</p>
<p>(約束手形用法)</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。</p>	<p>(約束手形用法)</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。</p>
<p>(為替手形用法)</p> <p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから記入してください。</p>	<p>(為替手形用法)</p> <p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから<u>できるだけ</u>記入してください。</p>

以上



ともに羽ばたこう未来へ

横浜幸銀信用組合

